

報告第1号

専決処分 の 報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	平成28年12月27日、午後4時30分頃、君津市人見1303番4地先、市道で発生した車両損傷事故。 相手方所有の普通貨物車が、走行中、横断側溝の側溝蓋の跳ね上がりにより、燃料タンクを破損したもの。
和解の相手方	君津市人見1343番地1 ナトゥアリーベ明石屋有限会社 代表取締役 坂井克行
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、91,627円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	平成29年2月7日

平成29年2月21日提出

君津市長 鈴木 洋 邦